

第4回 公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議 議事概要

日時：平成30年10月22日（月）9：30～10：10

場所：官邸2階小ホール

出席者：

議長

厚生労働大臣 根本 匠

議長代理

内閣官房副長官（事務） 杉田 和博

副議長

内閣官房副長官補（内政担当） 古谷 一之

厚生労働事務次官 鈴木 俊彦

構成員

内閣総務官 原 邦彰

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

内閣官房内閣人事局人事政策統括官 長屋 聡

内閣官房内閣人事局人事政策統括官 植田 浩

内閣法制局総務主幹 平川 薫

内閣府大臣官房長 井野 靖久

内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 小野田 壮

宮内庁長官官房審議官 野村 善史

公正取引委員会事務総局官房総括審議官 粕淵 功

警察庁長官官房長 中村 格（代理出席 総括審議官 藤本 隆史）

個人情報保護委員会事務局次長 福浦 裕介

金融庁総合政策局総括審議官 中島 淳一（代理出席 総合政策局秘書課長 石田 晋也）

消費者庁次長 井内 正敏

総務省大臣官房長 武田 博之

総務省自治行政局公務員部長 杉本 達治

法務省大臣官房長 小山 太士

外務省大臣官房長 下川 眞樹太

財務省大臣官房長 矢野 康治（代理出席 官房審議官 上羅 豪）

文部科学省大臣官房長 生川 浩史

厚生労働省大臣官房長 定塚 由美子

厚生労働省職業安定局長 土屋 喜久

農林水産省大臣官房長 水田 正和

経済産業省大臣官房長 糟谷 敏秀

国土交通省大臣官房長 藤井 直樹

環境省大臣官房長 鎌形 浩史

防衛省大臣官房長 武田 博史

オブザーバー

人事院事務総局総括審議官 松尾 恵美子

人事院事務総局人材局長 鈴木 英司

会計検査院事務総局次長 腰山 謙介

国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会委員長

松井 巖

概要

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

これより、公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議を開催いたします。本日進行を務めます厚生労働省職業安定局長の土屋と申します。よろしくお願いいたします。本日の御出席の方々は、お手元の座席表のとおりでございますので、御紹介は省略させていただきます。

それでは、議事に入ります。本日の議題は、まず「都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会及び独立行政法人等における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況の再点検結果について」、「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会報告書について」、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（案）について」の 3 点でございます。

1 つ目の議題に入る前に、国の行政機関における障害者の任免状況の再点検結果の訂正がございましたので、私からご説明させていただきます。

資料の 4 をご覧ください。先日公表いたしました、国の行政機関における障害者の任免状況の再点検結果につきまして、訂正がございます。まず、この資料の 2 のところに記載しております、「常時勤務する職員」の対象範囲の取扱いに係る訂正がございまして、1、訂正の概要のところがございますように、国の行政機関全体で、法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数が、4156.0 人増加をいたしまして、障害者数は 15.0 人増加、実雇用率は 1.18%になりまして、不足数が 82.0 人増加をして、3478.5 人になったというものでございます。

続きまして、1 つめの議題に入りたいと思います。議題は「都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会及び独立行政法人等における平成 29 年度 6 月 1 日現在の障害者の任免状況の採点結果について」でございます。私からご説明いたします。

資料の1をご覧ください。地方公共団体それから独立行政法人等につきましては、8月28日の閣僚会議及び同日の関係府省連絡会議の議論を踏まえまして、これらの機関に対しましても、国の行政機関と同様の再点検の依頼をしたところでございます。このたび、この再点検の結果が、まとまりましたのでご報告いたします。

まず、地方公共団体でございます。1ページ目1の概要の3つ目の丸のところには再点検結果を記載してございますが、地方公共団体全体における障害者数は、3809.5人減少して、45879.5人になりました。また、実雇用率は2.16%、不足数は4667.5人となったものでございます。内訳は以下のとおりとなっております。それから、独立行政法人等でございますが、下段の方の3つ目の丸をご覧ください。こちらの方は障害者数が52.5人減少して、10224.0人、実雇用率は2.38%、不足数が355.5人となったものでございます。資料1のご報告は以上でございます。

それでは、次の議題に移ります。2つ目の議題は、「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会報告書について」でございます。検証委員会の松井委員長よりご説明をお願いいたします。

(検証委員会 松井委員長)

国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会委員長の松井です。

私たち検証委員会では、この関係府省連絡会議の下に設置され、多くの国の行政機関において行われた大規模な不適切計上について、その実態を把握するとともに、いかなる原因によってそのような不適切計上が行政機関としてなされることになったのかを究明するため、本年9月から10月まで、合計4回の検証委員会を開催し、報告書を取りまとめるに至りました。

この報告書がまとまるまでの間、私たち検証委員会では、厚生労働省職業安定局に対する書面調査、及びヒアリングを行い、障害者雇用の施策が形成された昭和35年から今までの間にどのような経緯があったか調べるとともに、全33の国の行政機関に対し、平成29年通報時の判断方法について、一人一人調べる個別事案調査や全33の国の行政機関における人事担当課に対する書面による調査を通じて、障害者雇用というのがどうなっているのか確認をしたほか、9月26日から10月9日までの間に、のべ7日間、あわせて約35時間にわたる全33の国の行政機関に対するヒアリングの調査を行いました。

本日は、この報告書を基に私たち検証委員会としての考えをご説明させていただきます。

お手元の報告書の目次をご覧ください。まず1ページ目です。報告書は4つの

章から構成されています。

1つは検証の目的、経緯、調査方法等、第2が調査の結果、第3は不適切な行為の原因、そして第4は総括となっております。

時間も限られておりますので、第1と第2の説明は省略させていただいて、第3と第4を中心に説明させていただきます。ちょっと飛びますが、53ページをご覧ください。

検証委員会としては、今般の事案が発生した原因、すなわち、不適切な行為の原因については、厚生労働省職業安定局の対応の問題と、もう1つ各行政機関の対応の問題、2つが考えられると思います。まずは、厚生労働省職業安定局における調査結果と不適切な行為の原因についてです。

今般の事案の根本的な問題は、障害者雇用の制度を所管する官庁として、国の行政機関における障害者雇用の実態に対する関心そのものが低かったというふうに考えられると思います。客観的に見ますと、納付金制度の対象となっている民間事業主の場合ですら雇用率の達成は50%程度であるにもかかわらず、より高い雇用率が義務づけられている国の行政機関においても、しかも雇用率が段階的に引き上げられる中においてもそれを達成していることについて、もっと関心を持ち、実態把握を行い、対応につなげるよう努力すべきであったと考えます。もしそうであれば、今般のような事案は早期に是正することが出来たと考えられます。

特に制度改正等を踏まえた障害者の範囲や確認方法等についての対応を防ぐなどして、以下の4点が挙げられるのではないかと考えます。

1つは、平成17年のガイドライン発出時における対応の問題、2番目が毎年の通報依頼発出時における対応の問題、3番目が確認資料の保存および引継ぎに対する指導の欠如の問題、それから最後に平成26年の行政独立法人の虚偽報告事案発生時における対応の問題、これらが挙げられると思います。

それでは、次に各行政機関側の対応の問題についてご説明していきます。

1つ目は、対象障害者の計上方法についての正しい理解の欠如について60ページをご覧ください。

身体障害者に係る不適切な計上について、そもそも法律の内容を理解していなかった行政官庁、内容は理解していたとしても、身体障害者の範囲は手帳により確認するルールの内容を理解していなかった行政官庁等があります。制度所管官庁である厚生労働省に問い合わせるなどして適切に対応した行政機関がある中で、多くの行政機関が独自の判断をされておりました。また、精神障害者については、法律で手帳を有している者に限ると明記されているにもかかわらず、法令に基づくルールすら理解せず、しかも毎年の厚生労働省の通報依頼書にもその記載があるにもかかわらず目を通していないという怠慢さが認められるケ

一スもありました。多くの行政機関において、対象労働者の範囲の正しい計上方法等の理解に努める姿勢に欠け、その確認を怠り、障害者の範囲や確認方法を恣意的に解釈して多数の不適切計上を行っていたことは、決して弁明が許される事態ではございません。

次、2つ目は対象障害者の杜撰な計上ということについてです。62 ページになります。

多くの国の行政機関においては、対象障害者の計上についての正しい理解が欠如した結果、独自の実務慣行が、安易な前例踏襲により、長年にわたって引き継がれ、相当数の不適切な計上が行われていました。その結果は誠に杜撰としか言いようがありません。特に不適切計上の方法に特異性が認められる国の行政機関については、64 ページから 65 ページにかけて記載してあります。ところで、不適切計上のあった国の行政機関の多くにおいては、意図的に不適切な対応を行った例は把握していないとの認識である一方、対象障害者として計上した職員が退職した場合、多くの場合、すでに雇用されている職員の中から新たに選定して、対象障害者を計上していたことは調査結果から裏付けられました。国の多くの行政機関において実務慣行として法定雇用率を念頭に恣意的で不適切な計上基準を用いて、法定雇用率を充足するため、すでに雇用されている職員から新たに選定して、対象障害者として計上するような不適切な計上が行われてきたことがうかがえました。

次、3 点目ですが、障害者雇用促進法の理念に対する意識の低さです。67 ページになります。

多数の行政機関において、杜撰な実務慣行が継続してきた背景といたしましては、国の機関における障害者雇用の促進を実効あらしめようとする基本認識の欠如と法の理念に対する意識の低さをあげなければなりません。このことが今般の事案が生じた行政機関の根本原因であると考えられます。

各機関においては、専ら法定雇用率を超えることだけを意図したような事務処理に流れやすくなったうえ、制度所管官庁たる厚生労働省による実態把握は形式的なものにとどまり、指導監督等も行われることもないことから、各行政機関の対応はますます緊張感を欠いたものとなってしまっていたと考えられます。

このように、組織として障害者雇用に対する意識が低く、緊張感に欠ける状況の中で、各行政機関の人事担当課における障害者雇用に対する対応は、組織全体に対するガバナンスが著しく欠如したものとなっております。雇用率達成のために、新規に障害者を採用しようという積極的な取組を行うことなく、毎年の通報作業のみが担当者任せで行われる状況となっていたものと推測されます。検証委員会としては、一連の調査及びヒアリングを通じ、不適切な計上を行った国の行政機関の多くが通報作業の事務処理の中で法定雇用率を達成させようと

するあまり、恣意的に解釈された基準により、例えば、既存の職員の中から、対象障害者として選定するなどという、誠に不適切な実務慣行を継続していたということが、今般の事案の基本的な構図ではないかとの心証を強く形成するに至りました。

国の機関は、障害者雇用に関する法の理念を理解し、民間事業主に率先して、障害者雇用に積極的に取り組むべきであることは当然の責務でございます。

それにもかかわらず、多くの国の行政機関において、障害者雇用を促進する姿勢に欠け、相当数の対象障害者の不適切な計上があったことは、極めてゆゆしき事態であります。

国の行政機関全体を通観して言うならば、厚生労働省側の国の行政機関の実態についての関心の低さ、制度改正等を踏まえた障害者の範囲や確認方法等につき周知するに当たっての不手際、それともう一つは、各行政機関側の障害者雇用推進に係る意識の低さ、ルールの理解の欠如、杜撰な対応というものがあいまって、このような大規模な不適切計上が長年にわたって継続するに至ったものと言わざるを得ません。

検証委員会としては、国の行政機関において、今般の事態を深く反省し、この検証結果を重く受け止めることを望みます。

私の説明は以上となります。

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

ありがとうございました。それでは、次の議題に移ります。3つ目の議題は「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（案）について」でございます。私からご説明いたします。

資料の3-1の概要資料をご覧ください。

まず、本基本方針の案の策定にあたりましては、第2回のこの連絡会議において、障害者団体等からのご意見を伺ったほか、第3回の連絡会議におきましては、その時ご報告したとおり、障害者団体も参画をする労働政策審議会障害者雇用分科会においても御議論をいただいたものでございます。これは、第3回の連絡会議においてご報告したところでございます。その旨、基本方針案にも記載をさせていただいております。内容でございますが、まず1ページをご覧ください。基本方針案の最初の項目として、今般の事態の検証とチェック機能の強化でございます。検証委員会の検証結果につきましては、先ほど松井委員長からご説明があったとおりでございます。この検証結果について、真摯に受け止め、今般の事態について深く反省をし、再発防止に向けて必要な対策を講じていくこととしております。具体的な再発防止策は(2)に記載のとおり、制度を所管する厚生労働省は各府省向けに実務の手引きを作成するほか、各府省の関係書類等

について必要な調査を行うとともに、各府省におきましては、府省全体で体制を構築し、取組状況のフォローアップを実施するほか、複数の職員によるチェック等の体制強化を図ることとしております。次に2ページ目をご覧ください。左側でございますが、第2. 法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組でございます。法定雇用率を達成していない府省におきましては、平成31年末までの障害者採用計画を策定し、当該計画に則って速やかな達成に向けた取組を進めるほか、障害者雇用に関する職員の理解を促進するため、国家公務員における合理的配慮の指針や障害者雇用マニュアルの整備をし、また、セミナーや講習会を開催するとともに、採用計画を着実に進めるための支援策として、ハローワークにおいて積極的に職業紹介を行い、就労支援機関と連携を進めることにしております。次に右側をご覧ください。第3. 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大です。障害者が活躍しやすい職場づくりを進めるために、各府省の推進体制を整備し、働く障害者向けの相談窓口を設置するほか、フレックスタイム制の柔軟化、テレワーク勤務の活用など、障害者がいきいきと働きやすい人事管理の在り方について検討を進めていくこととしております。次に3ページをご覧ください。第4に公務員の任用面での対応等でございます。障害者を対象とした常勤採用の新たな枠組みとして、人事院が能力実証等の一部を統一的に行う障害者を対象とした選考試験を新たに導入するほか、各府省の個別の選考採用も並行して実施することとしています。また、非常勤職員として勤務後、選考を経て常勤職員となることを可能とするステップアップ制度の枠組みを導入することとしています。また、本方針の施策の推進に必要な定員・予算については適切に措置することとしているところでございます。なお、地方公共団体につきましては、各団体の実情に応じて、必要な措置を講じるよう、厚生労働省及び総務省から要請することとしています。最後に5として今後に向けてでございます。本方針に基づく取組状況につきましては、閣僚会議など政府一体となって推進する体制の下で、フォローアップを行うこととし、また、法定雇用率の達成に留まらず、障害のある方が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に取り組み、今後も政府一体となって障害者の雇用を不断に推進していくこととしております。基本方針案の説明は以上でございます。

ただいまの説明内容について、ご意見やご質問はございますでしょうか。

(質問等なし)

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

それでは、特にないようでしたら、本基本方針案の取扱いにつきましては、議長である厚生労働大臣にご一任とさせていただきたいと思っておりますが、よろしい

でしょうか。

(異議なし)

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

ありがとうございます。それでは、最後にプレスを入場させます。

(報道関係者入室)

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

それでは、議長である厚生労働大臣から御発言をいただきます。

(根本厚生労働大臣)

本日、検証委員会の松井委員長から検証結果のご報告をいただきました。各般の調査、委員会での集中的な御議論の結果、とりまとめいただいたものと認識しており、厚生労働省、各行政機関いずれも大変厳しいご指摘をいただきました。

政府としても真摯に受け止め、今般の事態について深く反省したい。

そして、先ほどとりまとめた基本方針案には、障害者雇用促進法を所管する厚生労働省及び各府省のそれぞれにおいて、検証委員会の検証結果を踏まえた再発防止策を実施していくことを盛り込んでいます。

また、基本方針案には、法定雇用率の速やかな達成に向けた取組や障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を盛り込んでいます。

法定雇用率未達成の府省における法定雇用率の達成に留まらず、法定雇用率を達成している府省においても、障害のある方が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に取り組んでいくことが重要です。

障害者雇用促進法を所管する大臣として、各府省の取組に対して最大限の協力をしてまいりますので、障害のある方が希望や能力に応じて、活躍できる社会の実現に向けて、各府省の最大限のご尽力をよろしく願います。

本日とりまとめた基本方針案については、議長である私から閣僚会議に報告することとします。

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

ありがとうございました。プレスの皆様は、ここで御退出ください。

(報道関係者退室)

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

それでは、これもちまして、本日の関係府省連絡会議を閉会させていただきます。本日の提出した資料はこの会議を持ちまして公表となります。ありがとうございました。